

## 構造改革特区制度の改善にむけて

2006年4月27日  
構造改革特区推進会議

### 1. 特区制度の現状と課題

構造改革特区制度は2002年7月に第1次提案募集が行なわれてから、すでに4年が経過しようとしている。その間、提案募集は8次、特区認定も10回にわたって行なわれ、現在630の特区が認定されている。このほか全国展開などのために取り消された特区が217あるから、合計847の特区が認定されたことになる。また、特区として始められた206事項のうち64項目が全国的に実施する事項へと移行した。特区として実験を行ない、支障がなければそれを全国展開するという特区制度導入の狙いは達成されつつあるといえよう。

また、特区制度の導入が自治体や民間企業・団体などを刺激して、現場からの政策提案を数多く生み出してきたことも重要である。とくに市町村の立場から言えば、特区制度は市町村から中央省庁に直接政策提案ができる貴重な制度であり、現場からの意見によって改革を進めていくという手法を定着させるためにも、また、自治体や民間企業・団体が改革に主体的に参加し力量を蓄えていくためにも、今後さらに発展させていくことが必要である。

しかしながら、4年間の間に、特区制度の運営上、いくつかの問題点も明らかになってきた。当初に比べて最近では特区や全国的対応とする項目数が著しく減少しているいわゆる「実現率」の低下、それに関連して関心と期待の薄れと提案数の減少、特区項目の全国展開にともなう特区取り消しの急増とそれに伴う特区認定への意欲の減少などであり、また、権限移譲については殆ど認められていないこと、現行制度で実現可能と言われてもそれが都道府県の権限に属する場合には市町村としては対応が難しいこと、税や財源に関するものは対象とされていないことなどにも自治体からの不満が示されている。

### 2. 特区制度改善の意見

特区法は2007年12月までの時限立法であり、5年以内に見直すとの規定が盛り込まれており、2006年はその議論を行うべき年にあたる。われわれ特区推進会議としては、特区法の延長はもとより、延長にあたってはこれまで明らかになった種々の問題点を改善し、この制度がさらに発展していくことを強く望むものである。制度設計の細目については今後さらに検討していきたいが、制度の根幹に関わることに限って意見を述べることにしたい。こうした意見が今年6月の「基本方針2006」に盛り込まれることを期待したい。

## **意見 1 特区制度を地方分権推進の手段として位置づけること**

最近、提案に対して特区としてあるいは全国的に対応するとの回答が激減していること、特に権限の移譲については殆どゼロ回答となっている根本的な原因は、特区制度によって国の事務・事業を可能なかぎり自治体や民間に任せていくこと、特区制度を地方分権推進の有力な手段として位置づけることについて明確な方針が示されていないことにある。

したがって、特区法の延長にあたっては、法を単純に延長させるのではなく、法の目的の中に地方分権の推進を盛り込み、権限移譲も含めた広範な改革が実現できるようにすべきである。

また、そうした前提に立って、各省庁からの回答の内容を点検する新たな仕組みを設けることも検討すべきである。われわれはこれまでの特区推進室が各省庁と交渉してきた苦勞と実績には多大の評価を行うものであるが、特区推進室の交渉力を高めるためにも各省からの回答を審査点検し、担当大臣に意見を具申する第3者機関の設立も検討すべきであると考えます。

## **意見 2 短冊に細分化せず、プロジェクトとしての一体的な取り組みを行うこと**

構造改革特区の狙いは、地域の活性化と自立のために自治体が具体的なプロジェクトを組み、その実施にあたっての障害を取り除くことにある。しかし実際には、出された提案は各省ごと法令ごとに細分化（いわゆる短冊化）され、プロジェクトそのものの意味ではなく個別の短冊の当否が各省ごとにバラバラに独自の判断基準で審査されてきた。これでは地域の特性を活かした独自のプロジェクトは成り立たず、結局似たような中途半端な特区が乱立する結果となっている。

また一方、評価委員会の精力的な活動により、特区として認められた事項の全国展開が急速に進められており、特区に認定された自治体の中からは、折角認定されても間をおかずに全国展開されてしまうのでは特区の認定申請を行う意欲が薄れるとの不満も聞かれる。

われわれとしては、自治体の実験により全国規模での規制改革を進めていくという特区法の仕組みそのものは維持すべきであると考えます。全国展開を進めながら、一方では地域独自の取り組みを促進していくためには、特区の原点に立ち返り、内容が豊かで地域の特性を活かしたプロジェクトについては、その実現について別途強力なサポート体制を組むことが必要である。

### **■ 提案段階での支援 ■**

提案段階では、各省の所管にまたがるようなプロジェクト提案については、機械的に短冊に細分化して各省に送付するのではなく、各省横断的なプロジェクト単位での評価・審査を行ない、場合によっては地域限定というよりはそのプロジェクト限定の特例を設けるなどの措置を講ずることが必要である。推進室が仲介して提案者側と所管官庁との直接のやりとりが実現できることも望ましいし、都道府県の事務とされたものについても、都道府県の協力を引き出すような交渉が行われることも期待したい。

なお、こうした見地からいえば、第8次提案募集から提案書に「構想（プロジェクト）の名称」を記入する欄がなくなったことはきわめて不可解であり、理解に苦しむ。第9次提案からは従来の姿に戻し、プロジェクト単位での検討の姿勢を明確に示すべきである。

#### ■実施段階での支援■

また、実際に特区を実施しようとする、認められた規制の特例事項の組み合わせだけでは足りず、追加的な特例措置や都道府県の協力、さらには財源の手当など多くの付随した問題が生ずる。こうした複合的なプロジェクト、政策パッケージの実現については、自治体からの認定申請を受けた段階で推進室を中心に各省横断的なプロジェクトチームを組み、必要に応じて都道府県や民間企業・団体の参加も求めながら支援体制を組むことが必要である。こうしたプロジェクトベースの取り組みについては、特区法の中に新たな仕組みを導入するか、場合によっては特区法と地域再生法の連携を検討すべきである。

単発のあるいはいくつかの特例事項の組み合わせで足るものは、これまで通りの仕組みとし、政策パッケージとして重要な案件についてはこうした総合的な取り組みを支援する仕組みを導入することにより、特区制度を再活性化できるのではないかと考える

なお、すべての提案や認定申請についてこうした支援体制を組むことは実際問題として困難であるというのであれば、いかなるプロジェクトをこうした支援体制の対象とするかを、前述した第3者機関で検討することが望ましい。

以上